

広島県告示第三百七十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成二十六年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域		区 分	
<p>小型合併漁業浦崎区域（浦島漁業協同組合の地区のうち、旧浦島漁業協同組合の尾道市百島町及び旧松永漁業協同組合の地区を除く地区）</p>	<p>小型合併漁業百島区域（浦島漁業協同組合の地区のうち、旧浦島漁業協同組合の尾道市浦崎町、福山市松永町及び旧松永漁業協同組合の地区を除く地区）</p>	<p>一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として小型機船底びき網を使用して営む漁業</p>	<p>一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用し網を主として営む漁業</p>
		<p>二 満越地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用し網を主として営む漁業</p>	
<p>小型合併漁業松永区域（浦島漁業協同組合の地区のうち、旧松永漁業協同組合の地区）</p>	<p>小型合併漁業松永区域（浦島漁業協同組合の地区のうち、旧松永漁業協同組合の地区）</p>	<p>三 満越地区を除く地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業</p>	<p>二 一に掲げる漁業以外の漁業</p>
		<p>四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業</p>	